宅地建物取引業営業保証金の取戻しについて

宅地建物取引業者が廃業等をした場合,宅地建物取引業者であった者またはその承継人は,以下にお示しする方法で,供託した営業保証金を取戻すことができます。

(保証協会の社員であった場合には、手続きが異なるので、加入している保証協会へお問い合わせください。)

1 廃業等届出書(または事務所の廃止等にかかる届出書)を提出する。

提 出 先:茨城県土木部都市局建築指導課

2 官報公告する。

掲載依頼・問合せ先: 茨城県官報販売所(水戸市南町2-6-37 木村ビル1階) 電話029(291)5676/FAX029(302)3885

3 営業保証金取戻し公告済届を提出する。

営業保証金取戻し公告済届出書1部(控えが必要な場合,公告済届出書1部+副本1部) 添付書類:掲載した官報の写し(取戻し公告の掲載内容が確認できるページのみでよい) 提出 先:茨城県土木部都市局建築指導課

4 債権の申出書の提出がなかった旨の証明を受ける。

官報公告の翌日から起算して6ヶ月経過後に、債権存在申出書不提出証明申請書を2部 (証明用1部、県分1部)提出する。 (証明手数料1部 400円)

※ 例:官報公告日が4月1日の場合、証明願いは、10月2日以降となる。

- ・廃業の場合・・・・・・様式第10号その1
- ・事務所の廃止等の場合・・・様式第10号その2

添付書類:掲載した官報及び供託書正本を持参して提示すること。

提出 先:茨城県十木部都市局建築指導課

5 営業保証金の取戻し請求を行う。

営業保証金を供託した供託所(地方法務局、これらの支局等)で営業保証金の取戻しを 請求する。

必要書類:県から証明を受けた債権存在申出書不提出証明申請書,供託書正本

その他必要な書類があるので、供託所に確認すること。

請 求 先:供託所(地方法務局,これらの支局等)

○留意事項

- 1 承継人の場合等で、取戻しの権利を確認するため、必要に応じ上記以外の書類を提出していただくこともあります。
- 2 債権の申し出があった場合の証明願いは、申出債権総額証明申請書となります。
- 3 営業保証金を取戻すことができる事由が発生した時から10年を経過した場合や、供託 している国債等が満期になり消滅時効が完成した場合、供託していた金銭は国庫に帰属す るので注意してください。